

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	園部町元桐地域 (上木崎町、木崎町、内林町、瓜生野、熊崎、新堂、千妻、曾我谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	115 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	113.6 ha
② 田の面積	114.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	98.7 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は70歳を超える高齢者が大半であり、後継者の確保が課題である。また、農業用機械・器具を保有する農業者が少なくなっている。このような状況下で個人で農業を行うことに困難なことが多々あり、農業法人化や地域外からの担い手の呼び込みを実施し、農地を効率よく利用できるように努めてきた。しかし、将来的な利用が心配される農地もあることから、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民を交え地域全体で農地を持続的に利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

課題に対応していくには獣害被害を抑えることが前提であり、フェンス等の防除対策を実施していく。また、多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の保全、質的向上を図るための共同活動を行い、これにより農業従事者以外の地域住民も含めて米から野菜、果樹の栽培、家庭菜園等の農業に参画できる体制を目指し、一般区民も身近に利用できる農地として、従来から守り続けてきた農地の有効利用に繋げる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域内の集落営農組織や認定農業者・認定新規就農者を中心に「農業を担う者」への集積・集約を基本に取り組んでいく。所有者が耕作困難な農地については、地域で協力し保全管理に努める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	27	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の担い手が効率よく営農ができるよう地域での話し合いや所有者との調整を行い、1ha以上の団地を増やせるよう取り組んでいく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
隣接地区との連携を行い、経営規模拡大の方針のある担い手を中心に、ある程度まとめた状態で農地の集積・集約を図る。地域外の担い手へ集積・集約を進めたい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
機構を活用している地区と活用していない地区で地域内でもばらつきがある。活用していない地区については、所有者が耕作困難な農地もある程度存在すると思うので、洗い出し隣の地区と連携する等し、機構を活用し集積・集約につなげていく。
(3)基盤整備事業への取組
大区画化の実施が可能な地区については事業実施を検討する。農道の基盤整備は農地所有者の了承を得て道路の拡幅を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
集落営農組織や担い手だけではなく、地区に存在する任意組織も主体となり、多面的機能支払交付金制度等国の補助事業の取り組みや環境保全にも力を入れ、一般区民の協力も得ながら住民の身近な農地としての利用促進を行い、農業者と住民が一体となって農地利用を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業公社に日常管理を除いた植付・草刈りなどの農作業委託を利用しており、今後委託費等にもよるが農作業委託を希望する農家が増加すると思われるので、引き続き利用していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鹿や猪の被害が拡大しないよう防護柵で防止する。休耕田の数を減らし、捕獲にも協力する姿勢を持つ。
⑤遊休放棄地の有効活用を図ることから、土壌、日照等に適した果樹などの栽培について検討する。
⑦所有者が地域外など地域で管理が必要な農地について、地域で協力し草刈りなど実施し保全に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者A	水稻、大豆	17.75 ha	ha	水稻、大豆	17.75 ha	ha	農業者A		
認就	農業者B	水稻	8.46 ha	ha	水稻	8.46 ha	ha	農業者B		
利用者	農業者C	水稻	5.82 ha	ha	水稻	5.82 ha	ha	農業者C		
利用者	農業者D	水稻、蕎麦、野菜	4.98 ha	ha	水稻、蕎麦、野菜	4.98 ha	ha	農業者D		
利用者	農業者E	水稻	4.63 ha	ha	水稻	4.63 ha	ha	農業者E		
認農	農業者F	水稻、大豆	2.55 ha	ha	水稻、大豆	2.55 ha	ha	農業者F		
利用者	農業者G	水稻	2.52 ha	ha	水稻	2.52 ha	ha	農業者G		
利用者	農業者H	水稻、大豆	3.32 ha	ha	水稻、大豆	2.12 ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻	1.74 ha	ha	水稻	1.53 ha	ha	農業者I		
サ	農業者J	水稻	ha	1.53 ha	水稻	ha	1.53 ha	農業者J		
利用者	農業者K	水稻、野菜	1.48 ha	ha	水稻、野菜	1.48 ha	ha	農業者K		
利用者	農業者L	水稻	1.47 ha	ha	水稻	1.47 ha	ha	農業者L		
利用者	農業者M	水稻、野菜	1.48 ha	ha	水稻、野菜	1.31 ha	ha	農業者M		
利用者	農業者N	水稻	1.23 ha	ha	水稻	1.23 ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	56.13 ha	ha	水稻等	57.60 ha	ha	耕作者あり		
計	15経営体		113.6 ha	1.5 ha		113.5 ha	1.5 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

